

調達管理番号・案件名

24a00484_全世界2024年度テーマ別評価ジェンダー案件の事業効果及び教訓に関する調査(一般競争入札(総合評価落札方式-ランプサム型))

質問と回答は以下のとおりです。

2024年9月9日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	13	第5条 調査の内容【ナレッジ教訓の導出】(1)	「文献レビューを通じて、ジェンダーと開発についての議論やその変遷、特にジェンダー主流化のための手引きに基づく12の課題分野の事業におけるジェンダーの視点の組み込み方・好事例、ジェンダー関連の成果発現に向けた協働や連携に係る国際的な潮流を整理する」とありますが、ここでいう「文献レビュー」は具体的にどのような文献を指しますか。	主にジェンダーと開発にかかる論文や国際機関およびJICAの報告書などを想定しております。
2	13	第5条 調査の内容	「机上調査を踏まえ深堀の必要性が生じた案件に関しては、質問票及びインタビューによる調査を実施して定性的効果を把握する(脚注12:質問票調査について、配布する際の連絡先はJICAから提供する。また対象人数が多いため、質問票の回答を全対象者から取り付けることを必須とはせず、可能な限り回収することとする)」とあり、深堀の質問対象者が多いことを想定されていますが、具体的に何案件程度を見込んでいますか？全体業務6MMの中で実施可能と見込める案件数の目安を提案することによってよろしいでしょうか？	基本的には、パキスタン、ケニア各国1件、計2件にかかる質問票およびインタビュー調査を想定しております。
3	13	第5条【各調査共通】(2)	【ナレッジ教訓の導出】及び【パキスタン、ケニアにおける事例分析】の国内分析において、「検討会で得たコメント」への言及がございます。この検討会は、【各調査共通】の最終検討会を指していますでしょうか。それとも、【ナレッジ教訓の導出】及び【パキスタン、ケニアにおける事例分析】それぞれにおいて、外部有識者を含む形で、①ナレッジ教訓シートにかかる検討会と、②事例分析にかかる検討会を、最終検討会とは別に開催する、という理解でよろしかったでしょうか。	【各調査共通】の最終検討会を指しています。
4	13	第5条調査の内容	「業務の全体の流れとしては、JICAから提供する実績データや統計データに加え、相手国関係機関から入手した情報を用いてジェンダーの視点からの効果を分析する。」とありますが、 1) “JICAから提供する実績データや統計データ”とは具体的にどのようなデータを含むのか、想定されているものを可能な範囲でご教示ください。 2) “相手国関係機関から入手した情報”は、JICAが既に入手した情報か、それとも受注者が調査内で入手することを求められているのでしょうか。いずれの場合であっても、これは選定する300件程度のジェンダー案件およびショートリストの案件の双方について述べているという理解でよろしいでしょうか。	1)事後評価報告書に加え、ジェンダー分類や実績統計、専門家報告書等を想定しています。 2)ご理解のとおり、300件程度のジェンダー案件およびショートリストの案件の双方に関するものであり、情報に関しましては、ご質問にある双方の情報を指しております。
5	13	第4条調査実施の留意事項ライフコース・アプローチ(Life Course Approach)脚注14	「調査においては、対象案件のプロジェクト目標や指標をアウトカムとし、経年的な影響要因の分析を行うことなどを想定している」とありますが、ここで言うアウトカムは何を指しているのでしょうか、何に対してのアウトカムを意味されているのでしょうか？	基本的に分析の枠組みは参考情報という位置づけですが、ここでいうアウトカムは対象事業のプロジェクト目標等の成果に加え、ジェンダーの観点からのアウトカムも想定しております。
6	14	第5条 調査の内容【ナレッジ教訓の導出】(2)	「JICA 事業における上記の課題分野を対象に、事後評価が実施された案件から全体で300 件程度のジェンダー案件を選定し、ジェンダーにかかる取組の成果や好事例、教訓を整理する」に関し「300件程度」とした根拠をご教示下さい。	現時点で整理されている他分野のナレッジ教訓がおおよそ300件程度の案件に基づき整理されていることを参考に、本調査でも300件を設定しました。
7	14	【パキスタン、ケニアにおける事例分析】の対象について	「パキスタン・ケニアの教育・経済開発・水資源分野における、JICA がショートリスト化した対象案件について、報告書等の既存資料を参考に、ジェンダーに関連する好事例や評価結果を整理する。対象案件候補は、現時点で別紙1の7件を想定。また同分野のジェンダー関連の指標例等を参考に、対象案件のジェンダー関連の成果をより詳細に把握するための評価方針案を作成する。」とございますが、好事例や評価結果はショートリストの7件すべてについて整理するという理解で合っておりますでしょうか。	パキスタンおよびケニアから各国1件、計2件を選定し、整理することを想定しております。
8	14	ナレッジ教訓導出を目的としたジェンダー案件300件の選定	ナレッジ教訓導出を目的としたジェンダー案件300件の選定に関し、事後評価済み案件リストやジェンダー案件リストなどの提供を受けることはできるのでしょうか？もしくは貴機構ウェブサイトの事業評価検索サイトなど、外部からアクセス可能な情報源を活用したリストアップが想定されているのでしょうか？	弊機構からの提供情報を想定しております。

9	14	第5条 調査の内容【ナレッジ教訓の導出】(2) (第2条の第2段落にも関連)	「JICA事業における上記12の課題分野を対象に、事後評価が実施された案件から全体で300件程度のジェンダー案件を選定し、ジェンダーにかかる取組の成果や好事例、教訓を整理する」とありますが、脚注14も拝見し、2022年度以前に事後評価が実施された案件を中心に300件程度を選定・対象とすると理解しました。p.10第2条に記載のあるとおり、2022年度以前はDACが定めるジェンダー基準をJICAが導入する以前であるため、「ジェンダーの視点に立った取組が計画されている案件をジェンダー案件と分類」されたものが実際に対象となると理解しますが、上記の定義によりジェンダー案件と分類された案件については、個別案件の事前評価表にジェンダー視点の取組が事業内容に盛り込まれていることが明示的かつ具体的に記載されている事業を示すという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	14	第5条調査の内容【ナレッジ教訓の導出】(2)	GIGAPODを経由して、ある年以降(例えば2012年以降)の全ての事後評価報告書を提供いただくことは可能でしょうか。	可能です。 なお、事後評価報告書については、事業評価案件検索サイト(https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php)から閲覧可能です。
11	14	【パキスタン、ケニアにおける事例分析】の対象について	評価方針案作成や調査方法の整理はショートリストの7件すべてに関して行う作業でしょうか？その次に記載されている3)のプロセス分析の対象の2案件(各国1件の想定)に関してでしょうか？	パキスタンおよびケニアから各国1件、計2件を選定し、整理することを想定しております。
12	14	外部有識者	アドバイスをいただく外部有識者への謝金は見積りに含める必要はありますか？ある場合は数量をご教示ください。	見積りに含めていただく必要はございません。JICAが直接謝金を支払います。
13	14	第5条【ナレッジ教訓の導出】(2)	レビュー対象案件を300件程度選定するとありますが、選定に際して、貴機構からご共有いただける資料がございましたらご教示ください。例えば、一部の年次は、JICAジェンダー主流化推進年次報告書またはジェンダー案件実績が公開されておりますが、非公開分をご共有いただくなどのご想定がございましたらご教示ください。	質問4への回答をご参照頂ければと思いますが、ナレッジ教訓の整理に必要な資料は業務開始後に改めて両方で協議の上、共有させていただきます。
14	14	第5条 調査の内容【ナレッジ教訓の導出】(3)	「ナレッジ教訓シートの作成にあたっては、外部有識者(ジェンダーを専門とする大学教授等を想定)、JICAガバナンス・平和構築部の意見も踏まえて作成する。具体的な有識者の選定や進め方については、JICAとの協議により決定する」とありますが、上記の外部有識者についてはJICA側が独自に指定される予定なのか、あるいは本プロポーザルにて応募者が外部有識者の候補者を提案することが求められているのでしょうか。	外部有識者についての提案は求めておりません。
15	14	第5条調査の内容【ナレッジ教訓の導出】(2)	「対象案件が300件に満たない場合は該当する案件すべてを対象とする」の、「該当する案件すべて」とは、何に該当する案件のことでしょうか？2022年度以前に事後評価が実施されていなくともジェンダー案件であれば該当するということでしょうか？	事後評価が実施された案件を指しております。
16	14	第5条調査の内容【パキスタン、ケニアにおける事例分析】(1)1)	「両国におけるジェンダーを含む対象分野における政府関係機関、JICA、他の援助機関、NGO、民間組織等のこれまでの経験・取組実績を整理する」に関し、ここでいう「ジェンダーを含む対象分野」とは具体的にどの分野を指しますか。	ショートリスト内の、教育(高等教育)、水資源、経済開発分野を指します。
17	14	第5条調査の内容【パキスタン、ケニアにおける事例分析】(1)1)	「ジェンダー以外の3分野では、ジェンダー関連の成果発現に向けて如何なる取組や工夫が実施されてきたか整理する」に関し、「ジェンダー以外の3分野」とは具体的にどの分野を指しますか。	ショートリスト内の、教育(高等教育)、水資源、経済開発分野を指します。
18	14	第5条調査の内容【パキスタン、ケニアにおける事例分析】(1)3)	「対象案件のうち、パキスタン及びケニアからプロセス分析を行う案件を2案件(それぞれの国から1件を想定)、JICAとの協議をとおして選定する。」に関し、事例分析を行う案件とプロセス分析を行う案件は同一でしょうか？	ご理解のとおり同一であることを想定しております。
19	14	第5条調査の内容【ナレッジ教訓の導出】(2)	脚注15に「ジェンダーにかかる取り組みの成果や好事例、教訓の整理の手法、方法に関して、AIの活用なども含め技術提案書で提案すること。」と記載がありますが、有料ツールを導入する場合は、その費用も見積りに含めて良いのでしょうか。	当該業務の実施に有料ツールの導入は想定していませんが、有料ツールの導入を必要とする提案を行う場合には必要経費を見積りに含めてください。
20	18	事例分析対象案件	事例分析対象案件候補であっても、事後評価報告書がなく、事業完了報告書等を確認してもジェンダー関連の記述がない案件がございます。これらについては、補足的な情報をいただけるとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
21	18	エンブ市および周辺地域給水システム改善計画	別紙1:事例分析対象案件候補ショートリストにエンブ市および周辺地域給水システム改善計画が記載されています。安全対策マニュアル 付属資料1の別紙6:ホテルリストにはエンブ市に関する情報がありません。エンブ市で調査をする場合には、毎日ナイロビとエンブ市の往復移動を想定しているのでしょうか。	仮に当該案件が対象となった場合は、ナイロビを拠点することを想定しております。

22	20	第3章 1. 技術提案書作成に係る要件(業務量の目途)	現地渡航回数について、「延べ2回」とありますが、予定価格で想定されている渡航者人数は「ケニア1回×渡航者1名」、「パキスタン1回×渡航者1名」の理解でよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	20	1. 技術提案書作成に係る要件(2)業務量の目途	「(現地渡航回数:延べ2回)」に関し、パキスタンとケニアそれぞれ1回ずつという理解で間違いはないでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	20	1. 技術提案書作成に係る要件(3)業務従事予定者の経験、能力	評価対象者の業務経験地域ですが、1)対象国および類似地域で、対象国のケニアおよびパキスタンの記載はありますが、類似地域の記載がありません。ケニア、パキスタン以外の経験は評価対象とはならないということでしょうか？	業務従事予定者の経験、能力は入札説明書別紙3「技術提案書評価配点表」にあるア)～エ)の4項目で評価します。このうち「ア)類似業務等の経験」では、国・地域に関わらず全ての類似業務経験を評価します。さらに、本件では「対象国及び類似地域」を「パキスタン国及びケニア国」としているため、パキスタン及びケニアでの経験を「ア)類似業務等の経験」の加減点要素とします。
25	24	3. 経費積算に係る留意事項	パキスタン国での業務は、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象とされています。コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2024年7月追記版)によると、「なお、「第I部II.報酬4紛争影響国・地域における報酬単価の加算」にある紛争影響国は安全配慮の観点から、従来通りの条件の緩やかな正規割引航空賃とします(首都が紛争影響地域に指定されていない場合は対象外)」(同ガイドラインp10)との記載があります。本業務の見積書の作成においては、パキスタン国への渡航に必要な航空賃については、同ガイドラインに沿って、「条件の緩やかな正規割引航空賃」を計上すればよいでしょうか？一方、本業務は一般競争入札(総合評価落札方式)となっており、ガイドラインに沿った航空賃を計上した場合の価格競争性については、どのように担保されるのでしょうか？	経理処理ガイドライン(2024年7月追記版)P10の紛争影響国・地域における報酬単価について、「首都が紛争影響地域に指定されていない場合は対象外」としております。よって、パキスタン国の場合、首都イスラマバード市は紛争影響国・地域から除くとしているため、「条件の緩やかな正規割引航空賃」ではなく、同ガイドラインに記載の通り、最も安価な正規割引運賃でご計上ください。
26	24	3・経費積算に係る留意事項(1)報酬について	『パキスタン国での業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2024年7月追記版)」の「別添資料2:報酬単価」より、「紛争影響国・地域における報酬単価(月額上限額)」を参照してください。』とあります。 コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2024年7月追記版)によると、表1 報酬単価の加算を認める「紛争影響国・地域」(同ガイドラインp5)では、「パキスタン(イスラマバード市及びアボタバード市、ラホール市を除く。)」との記載があります。これはパキスタンへの渡航の際は、イスラマバード市及びアボタバード市、ラホール市以外を訪問する日数に対してのみ報酬単価の加算の対象となると読めます。一方、パキスタンの事例分析の対象案件はJICAとの協議と通じて最終的に選定されることになっており、JICA事務所があるイスラマバード市を除いて、パキスタン国内のどの地域を訪問するのか、現時点では決まっていません。このような場合、現地調査15日のうち何日分を報酬単価の加算対象の日数として計上すべきでしょうか？ また上記の場合の「紛争影響国・地域における報酬単価」は、月額上限額を適用すべきでしょうか？(例えばコンサルタント等契約における2024年度報酬単価では、3号の紛争影響国・地域の月額上限額は3,800,000円となっています)。 一方、本業務は一般競争入札(総合評価落札方式)となっており、ガイドラインに沿った紛争影響国・地域の報酬単価(月額上限額航)を計上した場合の価格競争性については、どのように担保されるのでしょうか？	パキスタン国での業務期間すべてにおいて、弊機構2024年度の紛争影響国・地域における報酬単価(月額上限額)を適用とします。
27	24	3・経費積算に係る留意事項	「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2024年7月追記版)」では、一般業務費の雑費として、「衛星携帯電話については、紛争影響国・地域における活動等、必要と判断される場合に限り、通信機器のレンタル料、契約料、通話料を認めます。」(p9)とあります。この衛星携帯電話に係る費用については、本見積もりに計上すべきでしょうか、あるいは別見積もりに計上すべきでしょうか？ または、安全対策経費(パキスタン)に係る定額計上に含むことが可能でしょうか？	ショートリスト内のパキスタン案件では、衛星携帯電話の携帯が必要とされる地域への渡航は想定しておりません。
28	24	(4)定額計上について	定額計上の対象となる一般業務費はパキスタンのみ記載されていますが、ケニアの国内旅費はショートリスト記載案件のうち、最も移動距離の長い案件を想定して旅費計上すればよいのでしょうか？	ご理解のとおりです。

以上